

2020年5月25日

NPO 法人千葉自然学校 新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）

1. 本ガイドラインについて

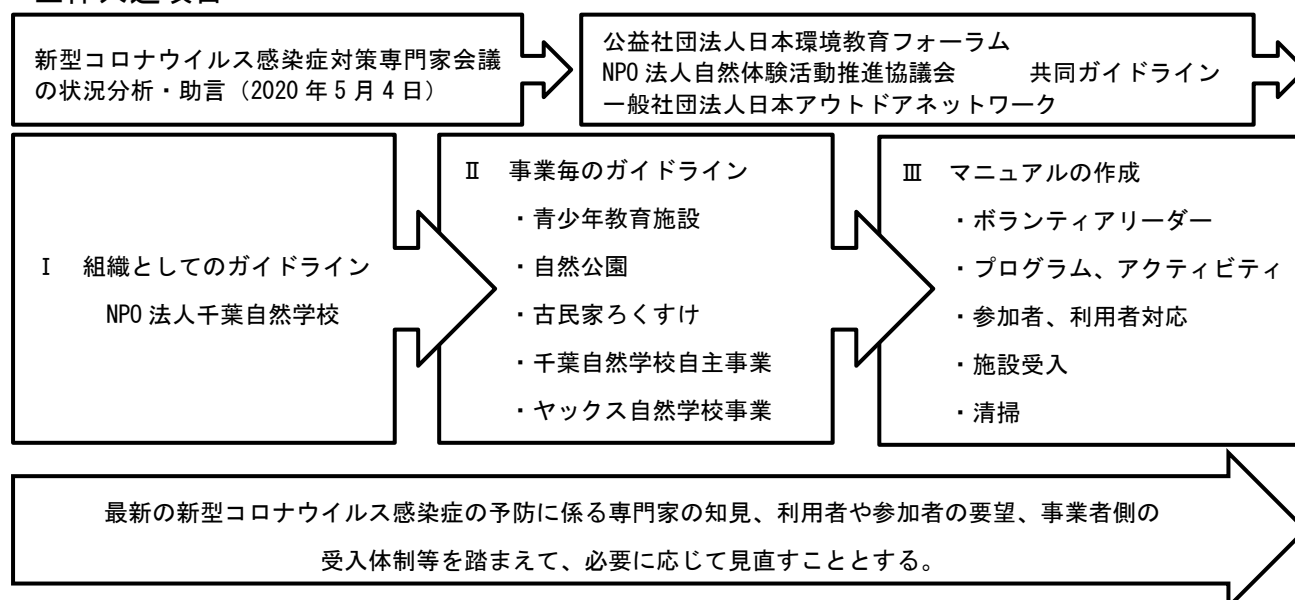
新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところである。

これを受け、公益社団法人日本環境教育フォーラム、NPO法人自然体験活動推進協議会、一般社団法人日本アウトドアネットワークが共同で「新型コロナウイルス対応ガイドライン案」（2020年5月20日）を示した。NPO法人千葉自然学校は、これらのガイドラインを参考に緊急事態宣言が解除後、感染拡大の予防と事業実施に対するガイドラインを作成するものである。

また、NPO法人千葉自然学校のガイドラインを基に、青少年教育施設（千葉県立君津亀山少年自然の家、南房総市大房岬自然の家）、千葉県立大房岬自然公園、古民家ろくすけ、千葉自然学校主催事業、ヤックス自然学校受託事業等のより詳細な、より具体的な現場に即したガイドラインを作成するものとする。

なお、本ガイドラインは、最新の新型コロナウイルス感染症の予防に係る専門家の知見、利用者や参加者等の要望、事業者側の受入体制等を踏まえて、必要に応じて見直すこととする。

全体共通項目



2. 感染防止のための基本的な考え方

- (1) 同専門家会議の提言を踏まえて発表された「新しい生活様式」を参考にし、感染防止の3つの基本である
 - ① 身体的距離の確保
 - ② マスクの着用
 - ③ 手洗いの実施を中心とし、移動に関する感染対策にも取り組む。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、スタッフ（職員およびボランティア）や参加者、利用者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。
- (3) スタッフや参加者、利用者等の事業に係るすべての人に対して、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促すこと。
- (4) 新型コロナウイルス感染症から回復したスタッフや関係者が、差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、スタッフを指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行うこと。

3. 具体的なリスクと感染防止対策

- (1) 事業計画におけるリスクと対策
 - ① 3密を避けることを踏まえた事業計画を作成する【事業】
 - ・実施場所
 - ・参加者、利用者数
 - ・実施時間
 - ・実施内容
 - ・移動手段
 - ② 事業規模の設定【施設】
 - ・施設の規模や環境を考慮し、それぞれの事業ごとに定員を設定する。
 - ・各施設（研修室・食堂・宿泊室・浴室・野外炊事場）の定員に対する利用人数の設定と利用マニュアルの作成。
 - ・各施設の受け入れ準備のためのマニュアルの作成。
 - ③ 実施日までの感染予防対策案を作成する【参加者・利用者等】
 - ・参加者や利用者等との連絡方法
 - ・参加者や利用者等へのコロナ感染予防の案内
(参加者や利用者等が準備するもの、事業者、施設側が準備するもの)
 - ・参加者や利用者等の健康状態の把握の方法
 - ・感染者との接触の有無による参加や利用取消の了承の事前承認

④ 実施日までのスタッフの健康状態の管理体制を作成する【スタッフ】

- ・スタッフの健康状態のチェック内容
- ・症状発生の場合の対応策の作成

⑤ 事業実施の決定に対する責任の所在を明確にしていく。

(2) 事業実施におけるリスクと対策

感染防止の3つの基本である

「身体的距離の確保（最低1m）に努める」

「マスクの着用（屋外の活動では必須ではない）」

「手洗い・消毒の実行」

をスタッフや参加者、利用者等とも励行することが基本である。

- ① 実施日におけるスタッフの健康状態の確認
- ② 受付場所の安全確保（消毒・消毒液の配置・予備マスクの用意）
- ③ 当日の参加者や利用者等の健康確認（回数やタイミング）
- ④ 実施場所の安全確保（消毒・消毒液の配置・予備マスクの用意）
- ⑤ 事業実施中の3密対策の確保（具体的に）
- ⑥ 換気の頻度やタイミングなど
- ⑦ 使用備品の扱いに関する対応
- ⑧ 使用する食器の扱いに関する対応
- ⑨ 宿泊利用に関する対応
- ⑩ 移動に関する対応（バス移動等）
- ⑪ 事業実施中にスタッフや参加者、利用者等に体調不良者が出た場合の対応策の作成
- ⑫ 事業終了時のスタッフや参加者、利用者等の健康状態の確認方法と帰宅後の症状発症した場合の連絡の依頼
- ⑬ 事業実施中の中止判断基準を作成

(3) 事業実施後の対策

- ① 事業に使用した場所、備品等の清掃、消毒、交換
- ② スタッフの制服の洗濯
- ③ 施設の場合は、感染防止対策を含んだ清掃マニュアルの作成
- ④ 帰宅後2週間以内にスタッフや参加者や利用者等が症状発症した場合の対応